

第3回協働推進会議準備会作業部会 議事録

と き 平成15年1月17日(金) 13時00分~16時30分

ところ 大和市役所分庁舎第2・3会議室

メンバー 20名

- ・ **委員14名**：内海部会長 林座長 河崎副座長 池本委員 市村委員
伊藤委員 内田俊委員 内田哲世委員 宇津木委員 小杉委員 小林委員
平塚委員 百瀬委員 渡辺精子委員
- ・ **オブザーバー参加1名**：伊藤さん(玉川まちづくりハウス)
- ・ **事務局ボランティア2名**：関根さん 中島さん
- ・ **市事務局3名**：清水市民活動課長 他2名

議事要旨

全体の流れ

はじめに、資料1に基づいてワークショップ形式で議論を進めることが確認されました。その後資料の説明、第4回ワークショップの報告、意見交換を行い、協働推進会議準備会への報告事項が確認されました。最後に、2月8日(土)のシンポジウム型ワークショップについてアイデアのある方は、積極的に協働ルールメーリングリストへ配信していただくよう、玉川まちづくりハウスの伊藤さんから依頼がありました。

確認事項

対象：任意団体は、3名から団体として扱う。届け出の段階では法人格を持たない任意団体の届け出を認め、小学生、中学生、高校生の届け出も認める。任意団体や複数団体の登録については、事業計画を見て推進会議で柔軟に登録を認めるかどうか判断する。

資金：準備会で具体的な検討プログラムについて考え、みんなで集まってどのような制度がよいか議論する。

拠点：準備会で具体的な検討プログラムについて考える。

情報：自分たちの事業の紹介ができるが、公開する項目をある程度選択できる。

報告：事業の進捗状況や、事業結果について報告する。

提案：市職員が個人でも部単位でも推進会議へ提案できる仕組みを検討する。

書式：個人用、団体用の2種類で、それぞれ記入する項目に公開するかどうか確認する欄を設け、具体的にどのような書式がよいか次回の作業部会で検討する。

推進会議：次回の作業部会において、具体的な議論を進める。

その他：既存の古い公共が、新しい公共に目覚める仕組みを検討する。また、準備会で何をいつまでに決めるか大まかなプログラムを検討する。

今後の日程(予定)：

- ・ワークショップ5(職員体験研修)：1月22日午後13時30分から16時30分
- ・作業部会4：1月29日(水)13時から17時
- ・ワークショップ型シンポジウム：2月8日(土)
- ・全体会4：2月13日(木)9時30分から12時
- ・作業部会5：2月24日(月)9時30分から12時
- ・作業部会6：3月12日(水)9時30分から12時
- ・全体会5：3月19日(水)9時30分から12時

議事内容

開会：13時00分

事務局から欠席等の連絡

以下、進行は内海部会長

部会長 今回検討する主なテーマは、市民事業の届け出/協働事業の登録と、基金/公益信託についてである。進め方としては、資料1の説明をするので、みなさんからポストイットでご意見をいただき、その後議論を詰めていくという形をとりたい。届け出、登録をするとどういうことができ、どういう形で事業を進めていくことができるのか考えていただきたい。

基本的な考え方（たたき台）

届け出・・・新しい公共に参加する意思がある

個人届け出/団体届け出/事業者届け出の3種類が考えられる

3名以上から団体とみなす

情報、拠点、資金の利用ができる

団体間のネットワークの活用、市との意見交換が可能

自分たちの事業を公にできる

登録・・・新しい公共に参加する意思がある+協働事業を行う能力が必要

団体登録/複数団体登録/事業者登録が考えられる

協働事業を責任を持って実施してもらうため、条件が多い

情報、拠点、資金の利用+事業提案ができる

自分たちの事業を公にできる

推進会議・・・プロセスの設定ができる

事業の進捗状況や結果の公表、推進会議の同意、議会の報告が必要になる場合がある

【ワークショップの報告】

ワザ-バ- 第3回目のときに多摩市職員の方にお話していただいた。行政から市民活動団体に協働事業を持ちかけるときには、登録されているリストから選ぶような形になるが、実際にはなかなか選ばない。行政内部に団体の紹介をしていく方法が課題となっているとのことだった。事業者の登録については、事業者名で登録されて

いると会社名でしかわからないので、プロジェクト的なものの方がわかりやすい。第4回目は提案事業を実現するプロセスをシミュレーションした。あまり行政が関わらないような事業だと協働のイメージがふくらんでいかないが、提案されたことによって行政や推進会議の方で事業のイメージが膨らんでいく。市民事業、協働事業について、単純な分け方・入り口での整理はなかなかできないと思った。

部会長 事業提案をしていただく中で、推進会議のなかでどういうプロセスで議論すればよいか決めていければよいだろう。

【届け出・登録についての対象、要件】

委員 団体登録は、法人格を持たない任意団体でもよいのか。

部会長 届け出の段階では任意団体でもよいと考えている。

委員 門戸は開かれるが、任意団体にお金を出すことに問題はないか。

部会長 届け出はできるだけ門戸を開いて、ネットワークを広げてもらうことが重要だ。一方で、登録となると市と事業を一緒にやることになるので条件を多くしてある。

委員 3名以上から団体になっているが、理由はあるのか。

部会長 他の例を見ると、5人から、3人から、という例が多い。できるだけ門戸を広げるといふ考え方から、とりあえず3名としてある。

委員 箕面市は、代表、副代表、会計の3人で、3人から団体とみなすといっている。

委員 事業者届け出、事業者登録とあるが、株式会社のような法人のほかにも事業者団体もある。どう整理すればよいのか。

部会長 事業者の立場から新しい公共に参加するというイメージが自分でもわからない。後ほどポストイットに書き出して、議論を詰めていきたい。

委員 政府では、事業者の学校経営も検討されている。学校の経営は極めて公共性の強いサービスであると考えているが、大和市でも株式会社が学校を経営したいと提案した場合、この条例でどのように受け止めることができるのか。

部会長 それは大きな問題なので、ご議論いただきたい。

委員 登録・届け出といったところで硬直的な基準を設けず、推進会議で判断した方がよい。配当制限付きの株式会社はNPOという判断をしている国もある。

部会長 大まかに基準を設定しておいて、推進会議で判断という方向でよいか。

委員 現在、市では委託契約は法人でないといけないのではないか。

オガバー 一般の契約に関していえば、設計事務所は法人格をとっていないところもあるので、その場合は事業者登録を個人で行っている。任意団体との事業で個人にお金振り込まれた場合、源泉徴収などの面倒な手続きがある。

- 部会長 ゆるやかに基準を設定し、推進会議で決める方向がよいようだ。任意団体は法的には個人になるので、団体登録の中に個人も含むかという問題がある。
- 委員 任意団体も、契約の相手方として認めるという方向で行政も考えるべきだと思う。
- 委員 NPO法があるので、任意団体も法人になっていった方がよいという議論もある。
- ワガバ 任意団体の中には、経理などが大変なのでわざとなっていないところもある。
- 委員 そのようなところは、一人前の団体とはいえないのではないかな。
- 部会長 独自にやっつけていこうということでは市民事業として届け出をしていただき、任意団体の届け出を認める。他方で、登録では事業をしっかりとやっていただくという意味で法人格をもつ団体でなければならないという考え方もできるがどうか。
- 委員 そうなると中間をとって、「原則として」をいれるような形も考えられる。
- 委員 個人の登録を認めるかどうかというところでは「原則として」というあいまいな形でない方がよい。
- 部会長 事業者を団体を含めて考えられるかもしれないが、どうか。
- 委員 商店街の話を見ると、法人格を持つ商店街振興組合は二条通りだけ。その他の商店街は法人格がない任意団体。そういった団体は、商工会議所を通じて中小企業事業団とやり取りをする。
- 部会長 団体の中に事業者・任意団体を含ませて、登録を認めるかどうかは、基本的には推進会議で議論するというところでどうか。いろんな団体が存在しえる。単純に記録するだけならば、団体と個人ぐらいの分け方でよいのではないかな。資料1では、登録の対象を団体登録・複数団体登録・事業者登録に分けているが、団体登録は任意団体ではないというのがひとつの要件になりうる。複数団体は法人格を持っている団体がネットワークをつくって登録する方法がありえると思いつけ加えた。事業者登録は市との協働事業を行う存在として考えるかどうか、議論が必要である。複数団体の登録は必要かどうか。
- 委員 団体同士でパートナーシップを組むということが複数団体登録のイメージになる。
- 委員 複数団体登録は、全ての団体が法人格を持っていないか、持っていない団体があってもよいのか判断するのが難しい。
- ワガバ 法人格のあるなしは別にしても、登録の受付は随時にしてほしい。通常の契約だと登録していないから契約できないと言うことが多い。プロジェクトが決まったら登録できるぐらいであれば、法人格はいつとってもよい。
- 事務局 届け出と登録は別の手続きなのか、登録すれば届け出はされたとみなされるのか。
- 部会長 登録すると届け出の要件は満たされている。届け出の要件で、小学生、中学生、高校生の届け出はどうするかというご意見がある。

委員 よいのではないか。よそのまちでもそういった事例がある。

【資金】

部会長 活動を進めていくに当たっては、資金が重要な要素になる。市から報告を。

事務局 資料3の関係でお話する。ワークショップにおいて、提案事業で基金が出たこともあり、今回市で簡単に整理した。基金を例にとると、一定の基金を積む場合、どのような積み立てをするのかということが問題になる。現段階で考えているのは、市が市民からの寄附と同額を積み立てる方法だが、毎年度基金を運用し、規模を拡大するために、市が最低保証として一定額を積み立てる。NPO融資制度の部分の説明で、既存の制度の改正で対応することが基本とあるが、訂正をお願いする。これは、基金の規模がある程度大きくなしないとできないが、基金を設置する条例の中に貸付金制度を設けようということである。民間金融機関がなかなかNPOに資金を貸してくれないという現状があるので、協働事業を実施するにあたり、設備投資として貸付を行おうというものである。

市民事業の初期の段階は、一定の資金が必要となるだろう。パイロット事業補助金の例をあげると、立ち上げ時に一回だけの補助を行うという考え方をとっており、具体的には基金の運用益を当てることを考えている。協働事業の負担については、協定にもとづいて事業が継続する一定の期間、負担金を支出していく。基金だけでなく公益信託でも同様の仕組みはできるが、市との協働という部分が見えにくくなる懸念がある。なお、基金については市の責任が大きく、運用状況、予算・決算についても議会の議決が必要になる。

公益信託では、市は委託者の一人に過ぎない。信託財産の運用は信託銀行が行い、利益を受益者に渡す。受益者が未定の場合、受益者決定の方法を信託契約に定め、具体的には運営委員会で決定する。運営委員会は形式的に設置し、協働推進会議のような場で決定する例もある。公益信託も公開の仕組みは当然必要だが、基金に比べて比較的自由的な運用が可能のようだ。寄附が所得税の控除を受けられるかどうか大きな違いとなっている。

委員 市条例で定める基金の場合、議会の議決に反対する団体に助成するとすると、議会が承知しない。そのため、世田谷では行政の監督が及ばない独立の公益信託の方がよいということになった。また、まちづくりは縦割りとは関係がないが、基金だとどこかの部署が所管することになる。その所管だけで片付かない活動だと、助成が出ないことにもなりかねない。基金の問題はここだけで決めてしまえる問題ではないと思う。この問題は、ここだけ決めてしまうのではなく、市民が

一緒に入って議論する検討プロセスが必要ではないか。

【協働の拠点】

委員 協働の拠点についても、公共施設は使いづらい。みんなが納得するルール作りが難しいが、これも検討の重要事項になる。推進会議だけでなく、みんなで集まって検討する課題だ。

【情報】

委員 みんなが納得するルール作りが難しいが、検討の重要事項になる。推進会議だけでなく、みんなで集まって検討する課題だ。

部会長 届け出のメリットの中で、情報とは何かというご意見をいただいている。他の意見で、「ホームページの掲載、市の情報の入手など」と出ている。届け出をすると拠点や資金もあり、少なくともネットワークづくりや、自分たちがしている事業について主張できる。それぞれの希望に応じて公開ができる。

委員 届け出/登録を行った団体について、情報は基本的に全て公表されるという考えと、必ずしもそうでないという考え方があると思う。活動自体をパブリックにしたいという思いがあるため、団体としての連絡先はあるが、個人の連絡先を出したくないといこともある。

委員 グループの代表の氏名を明示することは、だいたい必要要件ではないか。

委員 確かにそうだが、個別のケースをみていくと必ずしもそうでもないかもしれない。

部会長 DVのNPOは電子メールのみ公開などで、所在を隠しているケースもある。書式の中でそれぞれの項目を公開するかどうかどうかチェックする欄が必要かもしれない。その結果をデータベースにのせる。具体的な書式をもとに次回議論をしたい。

委員 義務的に公開しないといけない項目も必要だろう。

委員 団体にとっては、情報が公開できるということはデメリットになることもあり、収支などの報告義務も出てくる。収支報告をわかりやすい場で公開してほしい。

部会長 協働事業の進捗状況や結果について報告する必要がある。できるだけオープンな報告の場を設ける方向で考えていきたい。

委員 情報の開示は義務としてあるが、要求されてから出さないといけないかな、と気づく情報もある。

部会長 こういうところを公開してくださいと市民側から出せる仕組みづくりが必要だ。

【提案事項】

- 部会長 資金・協働の拠点・情報など、すべてを詳細に決めていくことは難しい。作業部会からの提案として、資金と拠点は別途議論する場を設けるということではよいか。
- 委員 お役所のスケジュールもあるだろう。ただ時間をかけるということではなく、いかにみんなの知恵を集められるかがポイントになる。
- 部会長 資金・拠点が決まらないと仕組みが動かない。ある程度の形を決めていかなければいけない。別途分科会を設けるということか。
- 委員 議論する場が必要だ。資金の問題は基金で決まり、ということになるのか、何らかの準備のため、つなぎの制度をとりあえず設けておくのか考える必要がある。パイロット事業の経験などが議論にのってくる必要がある。
- ワザバ- 第4回のワークショップに、基金を協働事業でやりたいという提案があった。スタート時点で出来ていないといけないという考え方もあるが、協働事業のひとつとしてこのプロセスで検討されてできてくるという考え方でよいだろう。
- 委員 資金の話は、金融機関がNPOにお金を貸してくれないというところから始まっている。拠点もみんなが集まれる場所があればいいよね、という実際の話から始まっていて、行政の発案でつくった方がいいといっているわけではない。あくまでも市民の必要性から出ている話だ。市民の側の責任で何らかの場を設けて市民の提案として作りあげていくという方が望ましいと思う。行政と市民がそれぞれ持っている知識・情報・経験を持ち寄る具体的なプロジェクトとして検討することがこの条例の精神ではないか。
- 委員 行政の側で、事業・予算のスリム化と協働の推進があわせて取り組まざるをえない課題になっている。プラスアルファのお金を用意して活動してもらおうというのではなく、合理化などで足りなくなった部分を協働で分担するという事も起こりうる。金融機関はなかなかお金を貸してくれないという話があるが、一般の信用金庫や信用組合も枠を設定して融資を検討するなど、前向きなところも出てきている。民間は民間で何をやってもらえるかいっしょに検討しながらやるのが重要だ。それも協働事業としてのプログラムとしてやるなどの検討をしないといけないが、可能性は大きい。
- 部会長 資金や拠点については、推進会議のテーマとして決めていくのか、協働事業として提案してもらうのか。最低限どこまで用意すればよいのかわからないところがある。それぞれの団体などが拠点を提供した場合、それぞれ拠点の登録のようなものが必要になるのだろうか。何か意見はあるか。
- 委員 拠点に関しては条例に定めているので、行政の課題にさせていただくのが筋ではな

いか。将来的に多様な拠点も出てくることもあるので、そのときは協働のプロセスで議論すればよい。

委員 何をいつまでに決める、という大まかなプログラムはあるのか。

部会長 来年度も推進会議をシミュレーションにするか、実際に少し始めて見るのか以前にも少し議論が出たかと思うが、特に決まってははいない。

委員 大枠だけでも決めた方がよいかもしれない。

部会長 資金と拠点はもう少し検討しなければいけないので、この2点についての具体的なプログラムを検討していただくよう、準備会に提案したい。

【既存の公共との関係】

オザ-バ- すで行われている社会福祉協議会の協働事業的な事業の位置付けはどうするか。そういったものを外していくと協働事業そのものが幅の狭いものになるおそれがある。登録するしないを厳密に話し合っても、現実にある事業は続いていくだろうから、協働事業とは認めないよとってしまうのか、社会福祉協議会にも登録してもらおうのか。登録制度と協働事業とはどういう関係になるのか。

部会長 既存のものも一定のルールに従っていただきたいと考えている。

委員 新しい公共に参加する意思があり、条例の仕組みにのっていきたいということになれば、そのときに登録すればよいのではないのか。

部会長 届け出・登録制度がないと次の仕組みにつながっていかない。既存の事業がどの枠組みに入るか、市でも検討していかなければいけない。団体の方でもこの枠組みの中に入るのか検討していただくことになるのではないのか。

委員 条例は新しい公共をつくるという考え方でできている。そういった意思のもとに協働事業をやろうという流れになってきている一方で、社会福祉協議会は新しい公共なども考えていないし、従来からの委託事業でやってきている。自らこれは新しい公共だ、協働事業だと気づかせる仕組みは別につくるというやり方がよい。

部会長 一定のルールをつくるなかで、従来のもも目覚めるような働きかけもしたらどうか。従来のもを受け入れるためにもルールをつくっておく必要があるので、届け出と登録が重要になってくる。

【協働事業のイメージ】

委員 各部署でそれぞれ要綱で補助金なり助成金なりを支出しているが、それを全てまとめて推進会議を通してというところまで踏み込めるのか。

委員 協働事業の間口をひろげると市民事業が狭くなると言うおかしなことになる。

部会長 自立していくという意味では、市民事業の枠の中でいろいろな事業の展開が図られていくことが理想である。市民事業と協働事業の違いは、単純に考えると行政と一緒にやるかどうか、協定を結ぶかどうかの違いである。事業費の負担の割合や、役割分担などを明確にした上で協定を結び一緒に事業を行うのが協働事業で、独自に活動をして補助金なり助成金なりを受け取るのが市民事業である。協定が締結できる大前提として法人格が必要かどうかという議論になる。

【全体会への提案事項】

部会長 法人格が必要かどうかという点は、準備会でもう一度議論していただくこととしたい。ここで決まったことは、登録の是非は推進会議にかけて柔軟な対応をしていくことと、事業計画の明示が必要であるという点と、随時に登録の受付を行うということである。以上、準備会のほうに提案したい。登録に際して法人格が必要かどうかについてはもう少し議論ということではいか。

委員 市民事業で、団体間の交流や市との連携を望む場合は、誰でも届け出ができるのか。法人でなくとも市と協働事業を行う必要性が出てきたら登録を行うことになるのか。重なっているところもあれば重ならないところもある。いくつかのパターンがあるのではないか。

部会長 何を起点に考えるかというところだが、協定を結んで事業を実施するのが登録の最終的な目標になる。当然すべての提案が推進会議で認められるわけではないが、事業提案をして事業実施をするために役割分担をしましょう、ということである。

【協働事業と市民事業の違い】

ワザ-バ- 市民事業は税金を使わないで勝手にやればよい事業という話もあったが、ここでいう市民事業とはある程度の補助が出て、なおかつ独自性を持つ事業であり、協定を結んで対等にやっているのが協働事業だとすると、届け出もしていない市民事業も広くあるだろうから、全部で3つあるということか。

部会長 事業提案をして協定を結び、事業の実施を目指す団体は登録する。事業の実施を目指していない人は届け出でいいということである。

委員 登録の用紙の中に協働事業の内容を書く欄をつくっておき、それが記入されていないならば登録はできないということになるのではないか。

委員 今の話は、要件の中の事業計画の明示にあたるだろう。

委員 事業計画の明示がなくとも、とりあえず登録がしてあれば行政からの提案があるかもしれない。

部会長 どういう事業をやりたいかぐらいは記入されている必要がある。また、どうい
う事業を現在行っているかは記入できるだろう。次回は今回の議論をベースに届け
出/登録の書式を準備していただき、議論を進めたい。

【行政提案】

部会長 協働事業に関しては行政からの提案はできないのかという意見もいただいている。
これは、行政からも提案できるということでしょうか。

オガバー 行政の持っている社会資源はたくさんある。担当者個人が知っている情報を出す
ルートがないと、内部の同意が得られて出てくるものなどほとんどないのではな
いか。職員個人の立場で匿名で提案したらよいと思う。

部会長 匿名では、オープンな仕組みではない。行政の側も市民の側も一定のルールに基
づいて具体的な事業を行える。行政職員がグループで登録すればよいのでは。

委員 行政からはどうして社会資源の情報が出てこないのか、市民の側からチェックす
ればよいのではないかと。行政自身のチェックは限界があるので、市民側からのチ
ェックは必要だと思う。

部会長 行政からもできるだけ提案していただくようにと言う部分は、自治基本条例など
でも明確に伝えて欲しいと思うが、行政からの提案がきちんと出ているか、推進
会議もひとつのチェック機関になりうる。もうひとつはチェックをする根拠とし
て提案・報告がある。市民事業でも報告が行える。

オガバー 行政の持っている社会資源は、外からはほとんどわからない。予算がないと協働
事業ができないというのが行政の発想だが、使っていないものの活用でできるも
のもある。一緒に考えて欲しい案件として行政から出せるようにしておかないと
いけない。逆に行政は庁内調整をとった後だとなかなか動かない。

委員 今のお話は、行政側の情報の開示ということになるだろう。

部会長 市民のほうから何について情報が欲しいか意見をいえる場があり、届け出をして
いる人については情報が入りやすいという仕組みが必要。

委員 大和市の情報公開は非常に進んでいる。何をやりたいかということがあればつ
きようもある。

事務局 内部的なものだが、職員の提案制度がある。従来は所属長の決裁が必要だったが、
現在所属長の決裁なしに市長まで行くシステムに出来ないか検討を進めていると
ころだ。職員が個人として推進会議で出せるという仕組みをつくったらどうか。

委員 条例の中では、行政は常に受ける立場になっている。そこは何か作っておいた方
がよいのではないかと。

委員 行政の場合は、という特例を設けておくということか。

委員 部での提案でもかまわない、職員個人でも構わないという仕組みをつくるべきだ。

【推進会議】

部会長 推進会議に、提案受付機能や相談機能を入れておいた方がよいだろうか。

委員 推進会議に期待される機能は多いので、単に会議だけですみそうにない。相談を受けるチームが必要になるかもしれない。

部会長 推進会議には、委員の選定などの運用の方法や、チェック機能を含め、これらの過程を公開していくための一定のルールが必要だ。推進会議の細かな内容は、次回議論していきたい。届け出、登録は何がメリットなのか。登録については事業提案、協定、事業実施が可能だが、内容をつめたい。

委員 推進会議のところで「市の説明の場」が出てくるが、市民にとっては説明になっていないことが多い。一緒に考える、ということが重要である。

部会長 推進会議は、市の発表の場であり、検討の場でもある。

【今後の予定】

前回の全体会で決定された今後の予定が再度確認され、2月8日(土)のシンポジウム型ワークショップについて、実施するか否かも含め、再度事業内容を検討する点が報告されました。

閉会：16時30分

(記録者：市民活動課 西山)